

「当事者/宣言」としての「孤独死」現象

— 「〈当事者宣言〉の社会学」のための概念の再構成とその適用—

呉 獨立

九州大学 韓国研究センター

doklip5@gmail.com

‘Kodokushi’ Phenomenon as ‘The Declaration of the Person Concerned’

OH Doklip

Research Center for Korean Studies, Kyushu University

Key Words: Kodokushi, Solitary Death, Declaration of the Person Concerned

1. はじめに

「当事者宣言」という用語は、最近、社会福祉分野において耳慣れた言葉となってきた。「当事者宣言」は、「当事者」によって行われる一種のユニークな実践活動を超えて、学問の領域においても一つのアイデンティティを構築しており、それとともに、実践に関わっているこの概念をより精緻なものとして構築しようとする動きも台頭している。恐らく、それ自体一つの学問的「宣言」と呼ぶこともできる『『当事者宣言』の社会学』（樫田・小川編、2021）は、そのような動きを代表すると言えるものであろう。本稿は、このような『『当事者宣言』の社会学』の展開における中心的な概念を再構成し、それを「孤独死」という現象に適用しようとする試みである。

一見「孤独死」という現象は、「当事者宣言」として見るには程遠い現象のように見える。しかし、「孤独死」という名によって称される「死」は、その「実在」を持っていないものではない。すなわち、「孤独死した者」という「当事者」は（「孤独死」という現象において当事者を特定することはそう簡単ではないものの）厳然として存在する、正確に言うならば、存在しているように語られている。もちろん、孤独死は、それがどのような形であれ、「死」をもって発現する現象であるため、仮に明確な当事者が特定されたとしても、その当事者自らが「宣言」という行為につながることは論理的に成立しない事態のように思われるかもしれない。「宣言」という行為が生きている行為主体の言語的営みによって行われるものとして限定される場合、そのような非論理性は否定できない。しかし、「孤独死」という「死」の発現が、単に「死亡した」という特定の

ケースの発現ではなく、それが「孤独死」とみなされ、「孤独死」という言語をもって表現されながら表出する現象であるとしたら、そして、そのような発現が「孤独死」という言表を通じて他の死とは異なる「とある一つの死」の類型の実在性およびそれが内包する「とある社会的な問題性」を投げかけているのであれば、我々はそれを「宣言的」現象として見ることもできるのではないか。

本稿は、「当事者宣言」という現象を通じて注目されている「当事者」と「宣言」を、記述的な概念ではなく、分析的な概念枠として再構成し、それを社会問題分析における一つの概念枠として適用してみようとする試論的な作業である。再構成したその概念を「孤独死」現象に適用する理由は、先に言及したように、「当事者宣言」として見るには程遠い現象のように見える対象に適用することで、その概念が適用され得る範囲の広さを見せることができると判断したからである。つまり、このような作業は、いわゆる『当事者宣言』の社会学」という分野の地平を広げることにつながるとも言える。

2. 「当事者宣言」とその主な表出様相

2-1 「当事者宣言」という現象

法律分野における「職権主義」の反対概念としての「当事者主義」に根を下ろしている「当事者」という用語は、今は社会福祉の領域において頻繁に使用される用語として定着している。社会福祉サービスの「受益者」という言葉が有している受動的な意味のため、主にその代わりに用いられてきた「当事者」という「言葉（松本 2002）」は、「自分のことは自分が一番よく知っている」「自分のことは自分で決める」といったモットーの下で、とりわけ障害者福祉と関連する諸運動の展開過程を通じて表明されてきた。例えば、1970年代の「青い芝の会」の運動や1980年代以降の様々な自立生活運動は、日本の社会福祉領域において「当事者」という用語の普及および定着の主な契機となったと言われてきた（松本 2002, 好井 2014 など）。このような、いわゆる当事者「運動」と共に、障害などの当事者自らによる「研究」（当事者研究）活動も、1990年代末以降その成果を蓄積しはじめ、「運動」と「研究」いずれにおいても「当事者」は重要なキーワードとして位置付けられてきている¹。

このように、「当事者」を中心に位置させる動きにおいて最も著しい特徴は、とある「問題」（若しくは、外部から「問題」として認識される、語られるところの「問題」）をもつ本人が、その「問題」を忌避せず、それを積極的に受け入れ、自分が誰であるのかについて自ら規定することが強調される点である。つまり、その「問題」と関連している既存のカテゴリー（アイデンティティ）を拒否し、主体的に自分のアイデンティティを模索するということである。そして、このような特徴が最も克明に表出される現象として注目されたのが、他ならぬ「当事者宣言」という現象である。

例えば、「視覚障害者」が自分を「触常者」と規定し、「健常者」と対立する劣悪な存在としての障害者ではない、「見常者」と同等の水準で区分される「触常者」として自

分を表明する「触常者宣言²」は、視覚障害者と呼ばれる人々が独自の文化を有している（健常者ないし見常者と）同等の存在（あるいはそれ以上の潜在力を持っている存在）であることを表明する。同様に、聴覚障害者によって行われた「ろう文化宣言」もまた「ろう者＝耳の聞こえない者」ではなく「ろう者＝日本手話という言語を話す、言語的少数者」という自己規定を通じて、障害者という病理的カテゴリーではない、独自の文化的な力を持つカテゴリーへの転換を訴える（木村・市田 1995: 8）。これらの他にも、認知症患者、脳性麻痺者などのように、特定の障害や疾病を有している人々によって行われた当事者宣言が数多くあるのであり、それだけではなく、「ユニークフェイス宣言」や「吃音者宣言」のように、特定の障害や病名が付与されていない範疇の「当事者」による「宣言」など、多方面にわたって様々な「宣言」活動が行われてきた。一般的に、このような「当事者」による「宣言」は、当事者によるカテゴリーの再規定及び、それを当事者自らによって外部に表明する、積極的な実践という性格の現象として、「既存の概念を社会に問うと同時に、自らを相対化し、肯定的なアイデンティティを取り戻す作業」という点で意義があるものとして評価されてきた（西村 2012: 33）。

2-2 当事者宣言における基本的な表出様相

このような「当事者宣言」という現象は、当然ながら、「当事者」と「宣言」という2つの要素の結合で成り立っている。これらの2つの要素が持っている分析的な意味については次節でより詳しく論じることになるが、それに先立って、まずここでは一連の「当事者宣言」から見られる基本的な表出様相について言っておきたい。

まず、「当事者宣言」に登場する「当事者」は、とある問題（正確には、外部——既存の社会——から問題であると規定される/認識される/語られるモノ）を有している者であるように見える。「触常者宣言」における「視覚障害者」、「ろう文化宣言」における「聴覚障害者」のように、宣言の主体である当事者は問題を抱えている（と認知される）者であるように現れる。もちろん中西と上野が言うように、当事者になるためには問題を抱えていることだけでは不十分であり、欠乏や不足によるニーズの発生が必要であるということは重要な指摘ではあるものの³、少なくともこのような「問題の帰属」は、十分条件にはならないとしても必要条件にはなると言えるように見えるのである⁴。

また、「当事者宣言」として語られるコトガラにおいて当事者は主に宣言する当事者として登場する。すなわち、当事者宣言において「当事者」と「宣言」は分離できない要素として互いに結ばれて「当事者によって行われる宣言」という形を取っていることが常であるように見える。「当事者」と「宣言」の分離不可能な構造は、当事者を当事者宣言において宣言する人間としての具体性を持つ存在として位置させる。これは、宣言がある種の実践的営みと密着している点で、恐らく必然的な特徴だとも言えることである。

そして、当事者宣言における「宣言」という実践は、当事者と関連する既存のカテゴリ

リーとは異なる、(しばしば)新しいカテゴリーを表明するものとして表出される。この場合、その新しいカテゴリーは、単に新しいだけでなく、既存のカテゴリーに対する拒否と対抗の産物である。「触常者宣言」における「触常者」とは、単に「視覚障害者」の肯定的なバージョンの名前にとどまるものではなく、「健常者」-「視覚障害者」という図式の止揚を意味するものである。当事者は宣言を通して自分が有している「問題」と関連している既存の図式を排し、それとは異なる新しいカテゴリーを自分自身に、そして同時にそれを自分の外部世界に表明しているのである。

最後に、「当事者宣言」は基本的に「言葉」という要素と不可分の関係にあるデキゴトとして発現しているように見える。「宣言」という形式は、それ自体必ず言語活動に限られる必要はないかもしれないものの、少なくともその「宣言」が指している当事者のカテゴリーは常に「言葉」として翻訳可能なものである⁵。

このような「当事者宣言」が抱えている問題点については、個別の「宣言」内容に関することとは別に、一般的な水準で指摘され得る次のような問題を挙げるができるであろう。つまり、宣言不可能な人々の排除と宣言によって生じる排他性の問題である。宣言が当事者による宣言である限り、宣言能力を持っていない人々は排除される。というのは、「宣言」はあくまでも「宣言可能な人々」の宣言であるからである。このように、宣言は、宣言する具体的な人間と不可分のコトガラのように見えるが、他方で、当事者によって宣言されるのは固有名詞としての「彼(彼女)自身」ではなく、一つの「カテゴリー」としての自身である。すなわち、当事者によって「宣言」されるのは、「私は〇〇である」と同時に「〇〇ではない」ものとの境界線でもある。このように特定のカテゴリーとして当事者を限定する瞬間、当事者はある種の排他性を内包するしかないことになってしまう。この排他性は、もちろん当事者になるかもしれない一連の人々に対するもう一つの排除につながる可能性がある点で問題であるが、それよりも重要な問題は、このような排他性は「宣言」の実践的な側面それ自体にある種の矛盾をもたらす危険性を抱えている点である。宣言による新しい対抗カテゴリーの構築過程の中で顕になる排他性は、外部(社会)のシステムを、自分たちのカテゴリーを勝手に規定する(規定してきた)ものとして拒否することを意味する。しかし、それと同時に宣言は、当事者の新しいカテゴリーをまさにその外部が認めることを強く要求する実践でもある。そして、このような要求が貫徹されない限り、「宣言」によって表明される当事者のカテゴリーは一般化されない固有名詞の領域にとどまるだけである。

3. 分析的概念として「当事者/宣言」

3-1 当事者：「問題」の帰属性

前節で、当事者宣言の当事者は「とある問題を抱えている人」である点で、「問題の帰属性」を有している存在として位置していることを言及した。もちろん、当事者に帰属しているある特性を「問題」と表現することで、当事者を「問題を抱えている者」と

して捉えることは、そのように見ている外部の視線を「正常」とする思考の延長にもなるので適切ではないと言われる余地がある。帰属された「問題」を障害や疾病、性、年齢、国籍などで捉える限り、それを「問題」と表現してもしなくても大きな差はないであろう。この点においては、当事者を障害や疾病、性、年齢、国籍などの特定の属性による欠乏や不利益を受けており、そしてそれを自覚している存在として「満たされるべきニーズの帰属先」（上野 2021:228）として見ている上野の観点は重要な示唆を与えてくれるものである⁶。すなわち、特定の属性そのものではなく、その属性がもたらす何らかの「問題的」事態に注目している点でそうである。これは、当事者を「問題の帰属性」という特徴で概念化する際に、その「問題」という部分について考え直す必要があることを意味する。

例えば、「ろう文化宣言」は、「障害者＝耳が聞こえない者」ではなく、「障害者＝特定の言語を使用する者」という新しいカテゴリー（アイデンティティ）の宣言である。ここで当事者は「（正常と対比されるものとしての障害という）問題を抱えている者」ではなく、特別な差異を持っている存在として自分を規定する。この場合、当事者宣言の内容は「問題の帰属」（つまり、障害という「問題」の帰属）に対する確固たる抗議を意味する。ここで重要な点は、当事者によって行われる宣言の内容と宣言によって行われる当事者性の構築は区別する必要があるという点である。聴覚障害者が特定文化の主体として自分に命名するとの行為自体は、それを通じて否定しようとする「とある状況（問題的状況）」のうえに成立する。宣言は、それが具体的な個人によって行われたとしても、宣言によって構築される当事者は「とある一般的なカテゴリー」である。したがって、宣言する個人によって行われる「問題」の拒否（私は〇〇ではない）は新しいカテゴリーの構築（私は〇〇である）の中で相変わらず「問題性」を有する事態と関連しているのである。「ろう文化宣言」で起きているのは、「聴覚障害と言われる特性」を持っているある人々が「そのような命名とは異なる別のアイデンティティを主張する事態」である。言うておく必要があるのは、宣言当事者が宣言を通じて、自分は〇〇であると主張したとして、それが直ちに社会的に承認されることはないのであり、承認されなければならないことでもないということである。ただ、そのような宣言の内容を通じて当事者を規定する「カテゴリーと関連している問題」が浮き彫りになり、そしてまさにその〈問題〉（つまり、カテゴリーと関連している問題）が再構築されることになるのである。そして、宣言が対抗的な言語/非言語で表出される限り、このような宣言行為と関わっている当事者は「問題性」を内包している当事者である⁷。結局当事者が持っている「問題の帰属性」というものが指している〈問題〉とは、カテゴリーをめぐって起きる問題である。当事者とは、このカテゴリーをめぐって起きる問題に対する「満たされるべきニーズの帰属先」である。ある特定の属性（例えば、障害や疾病など）を「問題視」するありようと関連する一連の事態が〈問題〉となるのであり、ここで核心

的なものは結局カテゴリーの規定（構築）/認識/承認をめぐっての〈問題〉である。問題の帰属先としての当事者は、結局このような〈問題〉のただ中に存在する張本人として「当事者になる」のである。

当事者に帰属する問題をこのように捉える場合、前節で指摘した「排他性」の問題からもある程度は自由になる余地が発生する。カテゴリーをめぐる〈問題〉は、当該特定のカテゴリーに入っているとみなされる（もしくは入っていると自ら認識している者）、そのカテゴリーに入る可能性があるるとみなされる（もしくはそのように自ら認識している者）いずれにおいても該当する〈問題〉であり、何よりも、カテゴリーの境界それ自体に関わる問題までも含まれる。したがって、「当事者」は、閉鎖的なものではなく、様々なスペクトルを持つ開放的な範疇としての可能性につながるものとして位置づけられることができるようになる⁸。

3-2 宣言：「問題の可視化」

当事者宣言において「宣言」は、「宣言」によって指示される新しいカテゴリーを識別（identify）し表明（manifest）するメカニズムとして機能する。上野（2021:229）は、宣言には常にそのようなカテゴリーへの「集合的同一化（identification）」が含まれると指摘しているが、そのような同一化が常に対抗的カテゴリーとの関連の中で行われる点で、そのような同一化の対象となるカテゴリーを可視的なものとして表明することで、そのカテゴリーの生成における対抗的カテゴリーもまた可視化させる。つまり、「宣言」はカテゴリーをめぐる戦場に味方だけでなく、敵までも引きずり込んでいるのである。例えば、「触常者宣言」は、単に「触常者」というカテゴリーを識別し表明することにとどまることなく、「健常者」と「障害者」というカテゴリーを、そして「健常者」と「見常者」というカテゴリーを引きずり込むことで、「問題」に関与している諸カテゴリーを表明しているのである。このようにして「宣言」は〈問題〉を可視化させるメカニズムとして作動する。宣言は、それを通じて表明される（新しい）カテゴリーと、これが止揚しようとするカテゴリーを可視化し、そこで起きる衝突の様相を表面化する。

もちろん、このような「可視化」は「問題」の解決をより容易いものにするとの意味ではない。むしろ多くの場合、この「可視化」によって事態の曖昧さ、複雑さ、多層的な性質などが露呈されると言った方が正しいであろう。「触常者」という宣言が直ちに「視覚障害者＝触常者」という等式の承認を導き出すことはない。ほとんどの人にとって慣れていないこの新しいカテゴリーは拒否されることに、あるいは無視され忘れられてしまうことになるかもしれない。視覚障害者というカテゴリーをめぐる従来の社会構造が宣言の息吹一つで煙のように消えることは滅多にない、奇跡に等しいことかもしれない。しかし、たとえ宣言を通じて表明された（新しい）カテゴリーが生き残らなかったとしても、そのカテゴリーをめぐる「問題性」は生き残り得る（そしてその意味で当事者もまたカテゴリーの生存とは別に、消えたりはしない）。

また、このように「宣言」が「問題」の表出の契機として作動するにあたって、言及しなければならない要素は、前節の「当事者宣言」の基本的な表出様相を通じて述べたように、何よりも「宣言」が「言表的実践である」という点である。〈問題〉がカテゴリーをめぐる問題である以上、それは常に「どのように語られているのか」という事態と関連する。これは、宣言がいつも「言語を通じて」行われることを意味するものではない。宣言は服装のような事物や特定の行為/ジェスチャー、ひいては「死⁹」というコトガラを通じて行われることもある。しかし、それがどのようなものであれ、宣言に用いられる形式は一つの「記号」として機能するのであり、したがって言語的な発話行為と異なっていない。すなわち、宣言が非言語的な形態を取っている宣言的事態に基づいているものだとしても、「宣言」は結局「とある言説」の形で翻訳可能なものである。宣言のこのような特徴は、宣言に動員される「言語」が「問題」の可視化に影響し得ることを示唆するものであり、とりわけ関連するカテゴリーが不明確なものであればあるほど、曖昧さが大きければ大きいほど、その影響も大きくなる可能性がある。

本節で論じた、「カテゴリーをめぐる問題」の帰属先としての当事者と、その〈問題〉を可視化するメカニズムとしての宣言という概念は、当事者宣言が見せる一般的な表出様相を超えて拡張される可能性を有している。つまり、もう宣言は必ず「当事者による宣言」である必要がないものであり、当事者もまた「宣言する当事者」である必要はない¹⁰。なぜなら、ここで問題の帰属性と問題の可視化といった2つの要素は互いに次元を異にしているからである。宣言という行為と個別の個人という当事者を分離することによって、はじめてこの2つの概念の結合である「当事者/宣言¹¹」は分析的な概念としての意味を持つことができるようになり、より幅広い対象に適用できる分析枠組みとして使用する可能性が生じるのである¹²。以下の節を通じて行われる議論は、分析概念枠としての「当事者/宣言」を試してみる一つの試みとして、この概念を「孤独死」という現象に適用してみる作業である。孤独死は当事者、宣言、カテゴリーなど、一般的に当事者宣言の表出様相で見られるいずれの要素も明確ではない現象である。したがって、孤独死のような事態への概念適用が成功的であれば、分析概念としての「当事者/宣言」の概念化にある種の正当性を与えることもできるであろう。

4. 孤独死という死

4-1 曖昧な定義のもとで言われる死

日本で、「とある死」について「孤独死」という言葉が使われ始めたのは、メディアなどを通じて確認可能な範囲だけでも1970年頃まで遡ることができる（呉2021: 117）¹³。このように、日本で「孤独死」という名前は半世紀を越える、決して短くない歴史を有しているにもかかわらず、「孤独死」という用語はいまだに明確な、合意されている定義を持たずに使用されている。したがって、「孤独死」という言葉が用いられる際には、その意味をめぐってある種の混乱を見せてきた¹⁴。もちろん、「孤独死」に関する定義づけが全くなかったわけではない。孤独死が社会的な問題として浮き彫りになって

いく中で、実に様々な研究者及び政策関連機関などによって数多くの定義が提示されてきたのも事実である。しかし、「孤独死」は極めて多様な姿で発現される多様なケースに使われてきた用語あることもあって、それらの定義はその内容において時には微妙に、時には互いに相容れないほどの差異を見せており、結果的に一致した定義の導出までには至っていない。一般に孤独死と言われているコトガラについてはだいたい次のように表現することができる：

ひとりで孤独に暮らしてきた人が誰にも見取られずに死んだ。
そして、その死は誰にも知られずに放置され、相当な時間が経ってから発見される。

しかし、このような表現の中には曖昧な要素が多く横たわっている。例えば、孤独に死ぬことにおいて孤独とは具体的に何を意味するのか。相当な時間とはどの程度の時間であるのか。見取りの欠如は孤独死における必須条件であるのか。などなど、孤独死を客観的に特定するには曖昧な要素が多すぎるのであり、その結果相変わらず孤独死は統計的に明確に把握されない死として、公式的な死のカテゴリーというよりは一つの問題のカテゴリーとして残されている¹⁵。

4-2 多様な要素の集合体としての孤独死

孤独死におけるこのような定義の難しさには、それが単純に一つの物理的な死の類型を定義することにとどまらないという点が置かれている。つまり孤独死とは、「死」以外にも多様な要素と関連している現象として、「死」の前と後、その両方と関連する表層的・深層的要素が互いに絡まれている事態である。具体的な内容における曖昧さはあるものの、孤独死というコトガラについて4-1で提示した表現からは、「孤独死」という事態を構成している暫定的な要素を垣間見ることができる。呉はそれを(a)「一人暮らしで」、(b)「孤独に生き」、(c)「死んだ後」、(d)「誰にも知られずに」、(e)「相当期間放置された後に発見」される、といった5つの項目に分けて、各々に対応する要素を次の表1のように整理している。

表1 「孤独死」の構成要素¹⁶

①一人暮らしで	②孤独に生き	③死んだ後	④誰にも知られず	⑤相当期間放置された後発見
ひとり性	個人化	社会的死	コミュニティ問題	死後処理問題
表層要素	深層要素		深層要素	表層要素
生前（当事者）			死後（周辺）	

出典：呉（2021:60）

すなわち、孤独死とは、社会的なモノとして起こる「死」が含まれている死ではあるものの、その死の前と後を全て自分の範疇に取り入れる事態である。孤独死は生前に「ヒトリーである」あるいは「ヒトリーであるしかない」状況を生きてきた人々と関連した「死」であり、これは「ヒトリー」という表層的要素とともにそのような生き方をますます普遍的なものにしている現社会の基底にある社会文化的な諸要素とも関係する。また、孤独死は、その死が発見されるまでの空白が存在すること、そしてそれによって発生する周囲への影響など、死以後の事態までも包括する死である。孤独死は、死をもって発現されている（あるいは発現されるしかなかった）「とある生のあり方」の表明であり、それに付けられた名前であり、したがって死に至る直接的な死因よりは、その死因の向こうに存在する生の原因、その人を導いた社会と個人の軌跡が刻印されている現象である。その意味では、孤独死を簡単に定義できないことは、おそらく極めて当然のことだと言ふべきかもしれない。なぜなら、生に関する定義はいつも死に関する定義より複雑で、数多のコトガラを考慮しなければならないからである。

4-3 2つの死の結合としての孤独死

また、孤独死は、その現象が発現される主要な要素である「死」そのものにおいても単純ではない。孤独死という死は「生物学的死」だけでなく、いわゆる「社会的死」とそれとが結合されている死である。「死」という現象を対象とする社会学的な分析の中で概念化された「社会的死」という概念は、1960年代に登場して、その後「臨床的死」、「生物学的死」と区分される概念として定着してきた¹⁷。マルケイ(M.Mulkay)は、「他者の生活の中で、生き生きとした生活者であることを停止すること」(Mulkay and Ernst 1991:178)を「社会的死」として提示しているが、これはある個人があらゆる社会的関係から断絶され、忘れられる事態を意味する。近代社会においてこのような「社会的死」は、生物学的死に先行する傾向があると指摘されてきたが、それは近代社会における共同体の弱体化と同時に進行する個人化の進展の中で個々人の社会的な関係が「忘れられやすい」生のありようを量産されていることを背景としている¹⁸。前近代的な社会的環境の中では、たとえ生物学的死が生じたとしても、その人の存在が共同体の儀式などを通じて記憶される中で、社会的死は緩慢な速度で行われた。しかし、近代的な社会環境は生物学的死以前に「社会的死」が完了する死に方を大量に生産しやすいものとなってしまったのである。孤独死は、このように生物学的死以前に行われる社会的死の典型的な姿を見せているように見える(中森 2011)。孤独死と呼ばれている事態において、生物学的死以前の生の状況として最も頻繁に問題視されるのは「社会的孤立(ないし孤独)」という状況である。このような状況は「ある個人が家族、友人、同僚など、いわゆる社会的関係から孤立した末に、社会的に生きていながら存在として認知されない事態に至ると

いう意味で、「社会的死」と関連していると言える（呉 2021: 51）¹⁹。死が認知されないということは、彼（彼女）の生が認知されなかったという意味にほかならない。そして、認知されない生を生きていくことは、既に一つの死（つまり、社会的死）の中で生きていくことを意味すると言ふべきかもしれない。

5. 「当事者/宣言」としての孤独死

5-1 孤独死という宣言

「孤独死」という現象を「当事者/宣言」という枠で見ようとする場合、ここで行われる「宣言」は果たしてどのような姿で現れるものであるのか。孤独死は死と死以外の多様な要素で構成されている複合的な現象だと言えるものの、その現象の発現は基本的に「死」という事態を通じて行われる。すなわち、孤独死は「死」に至った「ある問題性」を、まさにその「死」という事態を一つの契機として構築された複合体と言える。ある種の「自殺」と同様に孤独死においても死は一つの宣言的事態をなす。しかし、「自殺」が「自殺」であるためにはその死を自殺たらしめる「判決」が必要であるように（おそらく「遺書」はその代表的な判決文であろう）、孤独死における「死」もそれのみでは「宣言的事態」として完結性を有しているとは言えないであろう。前節で見たように、「生物学的死」だけで孤独死の「死」を説明することはできないのであり、孤独死は生物学的死の以後に行われる「発見」という事態を要求する。生物学的死と「発見」との間に存在する時差によって²⁰、「発見されない」という事態が孤独死における一つの表象として結び付けられるが、この表象は、孤独死の宣言的事態が孤独死におけるもう一つの死、つまり「社会的死」と関連する表象である。そして、最終的に「孤独死」という言表が付与されることによって、はじめて声を持つ一つの孤独死「宣言」が完成されるのである。その意味で、孤独死は非言語的宣言であると同時に極めて言語的な宣言でもある。

5-2 孤独死という宣言を通じて可視化される問題性

本稿の前半の議論を通じて、「宣言」とは「問題」を可視化させるメカニズムとして機能するものと提示された。そして、ここでの「問題」とは「カテゴリーをめぐる問題」であった。そうだとすると、孤独死という宣言においてはどのようなカテゴリーが問題を構成しているのか。この問いは、孤独死がどのようなカテゴリーの対抗カテゴリーとして問題を構成しているのかを意味する問いにほかならない。

この問いに関連しては2つの側面を分けて考える必要がある。というのは、孤独死は「孤独死」と呼ばれる「とある死」のカテゴリーを持つと同時に「死」それ自体もまた一つのカテゴリーとして有しているからである。

① 「孤独死」という死のカテゴリーとその対抗カテゴリー

「孤独死」と呼ばれる死において、その多くの事例は死因として医学的な病名が付いている「病死」である。自宅内で突然心臓発作を起こして死亡した人の死が、心筋梗塞による死亡ではなく「孤独死」という名称で呼ばれたとする。この場合に「孤独死」は、その死が「〇〇という病名の病死」と称されることへの対抗カテゴリーとして位置する。この際に死というものは、個人の内部に存在する疾病との関係ではなく、その個人が外部の社会と関係する位置をめぐる問題として表象される。

また「孤独死」というカテゴリーは他のいくつかの対抗カテゴリーとの衝突を浮き彫りにする。「孤独死」と呼ぶことへの対抗カテゴリーとして、例えば「自立死」、「満足死」、「独居死」のような言表は、孤独死という死を修飾している「孤独」というコトガラをめぐる問題を可視化する。すなわち、そのようなコトガラに対する判断は（孤独であるのかないのか、あるいは、孤独とは否定すべき何かであるのか）他人（ないし社会）によって行われる性質のものではなく、従ってそのような判断を留保して中立的なカテゴリーを要求する（独居死のように）、あるいは孤独死のようなカテゴリーによって否定されるものとは反対の、孤独の積極的な受容と肯定（自立死、満足死のように）を表象するカテゴリーを要求するなどの、カテゴリーをめぐる闘争を浮き彫りにするのである。

いずれにしても、「孤独死」という死のカテゴリーとそれに対抗する他の死のカテゴリーをめぐる問題性は、結局孤独ないし孤立といったコトガラが「社会的な」カテゴリーとして宣言される中で、同時にまた問題を持っている（死という表象と結びついた致命的で悲劇的な）ものとして宣言される中で、個人的な性格のカテゴリーと社会的な性格のカテゴリーをめぐる問題として可視化されるのである。

② 「死」というカテゴリーそれ自体とそれに対抗する「生」というカテゴリー

これは、「死」と「生」という対立項、つまり「死に至った者」とこれに対抗する対立項として「死に至らなかった者」というカテゴリーをめぐる問題を意味する。

既に論じたように、孤独死には「生物学的死」と「社会的死」という2つの死が関連している。そしてこれらの2つの死によって可視化される問題も2つの姿で現れる。

まず、生物学的死の側面において、「死に至った者」と「死に至らなかった者」というカテゴリーをめぐる問題として可視化されるのは、生物学的「死」それ自体の兆候を発見することに直結するものである。つまり、（生物学的）死につながる直接的な事態を事前に発見しそれに対応する問題と関連する。このようなカテゴリーをめぐる問題は、その「発見」と「対応」の主体を問題視し、これはしばしば当該死と関係する周りの共同体（コミュニティ）を問題として捉える姿を見せる。「死」というカテゴリーをめぐる問題が共同体のありように対する問題提起につながるのである。

孤独死における死を構成しているもう一つの死、すなわち「社会的死」という側面で、

「死に至った者」と「死に至らなかった者」というカテゴリーをめぐる問題は、社会的孤立（疎外など）をめぐる問題として可視化する。このようなカテゴリーの中で、孤独死は、単に死んだ者ではなく、生物学的死の前に既に社会的死が宣告された者、そのように生きるしかない生が宣告された者が、その末に迎えた死として位置するのである。

5-3 「問題」の帰属先としての孤独死の当事者

孤独死という宣言を通じて可視化される問題の帰属先は、とりあえず「死」の当事者に強く結びついているように見えるが、「死」という宣言的事態の性質上、孤独死という「当事者/宣言」においては生身を持っている、生きている人間として、宣言する当事者が現れることは難しい。しかし、このことは、孤独死が提示する「問題」の当事者が存在しないことを意味するものではない。宣言と当事者の一致性を前提とする「当事者宣言」は、上野が指摘したように、宣言以前に既に言明されたカテゴリーの存在を前提し、宣言はそのようなカテゴリーへの集団的同一化を遂行するメカニズムとして作動する（上野 2021:229）。しかし、宣言と当事者の一致を前提としない「当事者/宣言」においては、カテゴリーが事前に存在しなければならないとする必然性はない。孤独死のような「当事者/宣言」は、逆に宣言的事態を通じて、当事者によって宣言されなかった当事者のカテゴリーが浮き彫りになるのも可能であることを見せている。つまり、「死」という事態によってその存在がこの世界から消えてしまった具体的な人々は、「孤独死」という宣言で命名されたカテゴリーによって自分の声では語るができなかったカテゴリーの中へ入ることになる。彼（彼女）らは、単にある病気で、若しくは（家で）ひとりで遭遇した突然の事故によって死んだ者ではなく、ある問題を抱えて生きるしかない生の最後の場面でそのような死の姿を見せるしかなかった人として表明される。彼（彼女）らはひとりで生きていくことを選択した人々のようにみなされるかもしれないが、孤独死はその選択に含まれている不可避性と、その選択が一つの重要な喪失と等値される事態をめぐる社会的力の存在を可視化する。彼（彼女）らは、社会的に疎外された人、経済的な弱者、社会保障の死角に置かれている者、身体的・精神的な健康上の問題を抱えている人などのカテゴリーの中で生きている、生きていくことが強いられている人々である。宣言はそのようなカテゴリーを可視的に見せる契機として作動することで、具体的な個人が消えたその場所に当事者カテゴリーを構築し、それをめぐる問題の中にさまざまな主体を引き寄せる。そこには、今は存在しない「孤独死した人」、孤独死が進行しつつある中にいる（あるいは、いた）人、孤独死の可能性を持っている人（孤独死予備軍とも呼ばれる人、あるいは孤独死を懸念している人）等等、多様な具体的な人間が含まれているのである。

6. 終わりに

本稿で提示する「当事者/宣言」という概念は、当事者を宣言の主体と一致させることを前提しないことで両者を概念的に分離した。概念のこのような再構成は、宣言不可能な当事者を排除する問題を発生させない点で、既存の当事者宣言の概念枠が持っている限界から自由である強みを見せる。また、当事者カテゴリーが指す（障害や疾病などの）具体的特性の帰属先ではなく、カテゴリーをめぐる問題の帰属先として当事者を捉えることで、閉鎖的な当事者境界設定から生ずる排他性からも相対的に自由になることができると同時に、特定の名前で「言語化」されない当事者の問題も克服できる。

それだけでなく、このような概念の再構成は、何よりも、社会「問題」の構築過程における重要な段階ないしメカニズムを指す概念的枠組みとして使用できるという可能性を見せる。つまり、どのようなカテゴリーが互いにぶつかっているのかを可視的に見せることで、問題となる現象を構成する主要な主体と対象を把握できるようにする枠組みとして使うことが可能である。

あるカテゴリーとそれに対抗するカテゴリーとの衝突は、当該カテゴリーに対する認識/受容の問題と切っても切れない現象であり、その意味で「社会的なモノ」であるしかない。従って、宣言という事態を通じて行われる「可視化」とは、問題を「社会的なデキゴト」として位置付けるメカニズム（ないしそのようなメカニズムにおける一つの契機）にほかならない。

本稿での作業は、このような「当事者/宣言」の概念が有する説明力に関する試論的作業であった。宣言する主体、そしてその主体による「宣言」という具体的な実践が見られない「孤独死」は、一種の宣言されなかった宣言であり、当事者なき宣言である。しかし、もし孤独死のような現象が、非宣言として、当事者の不在として、当事者宣言になることのできない現象として片付けられると、その時の「当事者宣言」とは極めて限定的な事例だけを、しかも表面的な形式だけをひたすら記述することにとどまる、貧弱な概念になってしまうかもしれない。本稿で試みた概念の再構成は、もちろん、より精緻な概念化が求められる不完全なモノである。しかし、少なくともこのような再構成作業による「当事者宣言」の概念化は、より複合的な宣言的事態と、それによって可視化される問題の多層的な姿を分析するための一つの有用な道具を提供してくれるかもしれない。そして、もし孤独死に対する本稿での説明がある程度功を奏しているならば、それはこのような概念化の可能性に対する一つの肯定的な答えとしてみることもできるであろう²¹。

「当事者宣言」の社会学が一つの社会学的領域として位置付けられるためには、中心的な概念である「当事者」と「宣言」をより汎用性のあるモノとして概念化することが極めて重要な課題となると思われる。そういう意味では、ここで論じた「当事者/宣言」という概念は、正解ではないとしてもある種の示唆を与えることは期待できるかもしれない。

【注】

¹ 社会福祉分野における当事者主体の概念を論じている西村（2012）は、このような当事者研究の事例として向老学会，障害学会，不登校学，患者学などを言及しながら、「従来の専門家パターンリズムを排し」、客体ではなく主体としての当事者を強調することで、当事者は「自己決定権をもつ『個人』としての存在へ」転換したことを指摘している（西村 2012: 30-31）。当事者研究において「当事者である」ことのメリットとデメリットに関しては鈴木（2010）などの議論を通じて参照することができる。

² 「触常者宣言」の具体的な内容については広瀬（2009: 192-194）を参照。

³ 中西と上野は次のようにいう。「当事者とは問題を抱えた人々と同義ではない。問題を生み出す社会に適応してしまつては、ニーズは発生しない。ニーズ（必要）とは、欠乏や不足という意味から来ている。私の現在の状態を、こうあって欲しい状態に対する不足と捉えて、そうではない新しい現実をつくり出そうとする構想力を持ったときに、はじめて自分のニーズとは何かが分かり、人は当事者になる。」（中西・上野 2003: 2-3）

⁴ 本節で「表出様相」として記述している部分は、「当事者宣言」として表出されている現象について、一般的な（外部的な）視覚で見ると、「だいたいそのように見える」という意味での記述である。つまり、個別の特定当事者宣言における主体の立場での叙述ではないことに注意する必要がある。例えば、ここで語られている「当事者は問題を抱えている者である」という記述について、「ろう文化宣言」や「触常者宣言」などの当事者たちは、当然ながら「問題を抱えている者」というカテゴリーを受け入れないであろう。

⁵ 例えば、大野更紗らによる「わたしのフクシ。」プロジェクトにおける「見えない障害バッジ」のように言語以外の形式を取っている宣言も様々な形で存在する。しかし、「バッジ」という非言語的「モノ」は結局「見えない障害」という「言語的」モノとして翻訳されない限り、ただの「物」に過ぎない。「見えない障害バッジ」を用いた「わたしのフクシ。」の主張については杉野（2021: 62-63）を参照。

⁶ もちろん、上野が強調しているのは、厳密にいうと「当事者」というより「当事者・になる」ことにあり、その点で当事者の「問題提起」性格を強調していることもまた重要な部分ではある。

⁷ ここで「問題性を内包する」とは、言うまでもなく「障害を持っている」というようなことを意味するものではない。だからといって障害のような属性を持っている者が当事者ではないことを意味するものでもない。これは、障害のような属性の有無が当事者性を規定する基準となるものではないとの意味であり、その基準とはそれと別の次元の「問題」であるとの意味である。

⁸ 極端に言うと、カテゴリーをめぐる問題の帰属先としての当事者は（しばしば、それは「社会的弱者」とみなされる人々によって埋められているように見えることも事実で

はあるが) 極めて広い範囲まで拡大されることもできる。しかし、それが例え「あらゆる人が当事者」という結果をもたらしたとしても、これは「当事者インフレ」(上野 2013) のような事態を意味するものではない。というのは、それによって当事者の意味がなくなるわけでもないのであり、むしろ当該問題の強度と深さの拡張を意味するものとして捉えることもできるからである。

⁹ 自殺(すべての自殺ではないとしても)は、「死」を通じて行われる宣言の最も代表的な例になるであろう。そして、本稿で扱う「孤独死」もまた「死」という宣言的事態を含めている現象の一つである。

¹⁰ もちろん、当事者本人の声で語られることが当事者個人にとって重要な意味を与える点については、とりわけ「当事者研究」に関する複数の研究によって論じられてきた。それに関しては好井(2005)、小林(2005)、綾屋(2011)、などの議論を参照することができる。

¹¹ 本稿で提示した当事者概念と宣言概念及び、それに基づいた当事者と宣言の分離可能性を内包する概念を表現するために、ここでは便宜的に「当事者宣言」と区別して「当事者/宣言」という表記方式を使用することとする。

¹² もちろん、当事者=宣言という図式が、当事者によって行われる宣言という記述的な意味だけを持っているとは言い切れない。カテゴリーへの同一化という面、すなわち宣言に用いられるカテゴリーの主観的な内面化(自己命名による自己承認)という面を説明するにあたっては、これは有用な概念として使用することができる。しかし、これは個別個人の水準を越える問題の全体像を視野に入れるには極めて限定的である。

¹³ 「孤独死」という具体的な文言を別にすれば、孤独死と呼ばれているコトガラのような事件に関する報道などは明治時代の新聞記事からも確認することができる(小辻・小林 2011)。

¹⁴ 「孤独死」という言葉をめぐって生じてきた混乱の様相については呉(2021: 19-23)を参照することができる。

¹⁵ 私たちはしばしば孤独死の実態またはその増減に関する具体的な数値を耳にすることがある。しかし、孤独死に関する明確な定義がなく、それゆえ孤独死が客観的に指標化されないままの状況では、当然ながら孤独死に関する正確な統計は存在しない。したがって私たちが耳にする数値は全て孤独死ではなく「孤独死とある程度の関連性がある統計」に過ぎない(日本で頻繁に使われているデータとして代表的なものは監察医務院の異状死統計である)。孤独死の定義として使われている多様な定義の事例から見られる不一致に関連して呉(2021: 27-46)は、次の事項が主な論争要素として表れていることを指摘した: ①死亡場所, ②世帯類型, ③自殺の扱い, ④生前の状況, ⑤見取りの有無, ⑥年齢基準, ⑦死後経過時間。

¹⁶ 表の中に提示されている各々の要素に関する具体的な説明については呉(2021: 46-60)を参照すること。

17 サドナウ (Sudnow 1967=1992) による議論が代表的である。それ以外にも「社会的死」の概念化との関連でグレイザーとストラウス (Glaser & Strauss 1965=1988) などの研究も注目し得る。「社会的死」を扱っている、いわゆる「死の社会学」については澤井 (2005) などの議論が参考になる。

18 これとの関連で澤井 (2005: 116) は、「共同体において共有されていた『死の物語』は希薄化」と指摘している。生物学的死に先行する「社会的死」については、マルケイ (Mulkay 1993)、スウィーティングとギルフーリ (Sweeting & Gilhooly 1992)、ウォルター (Walter 1994) などによって議論されている。

19 もちろん、孤独死という事態において「社会的死」と「生物学的死」の関係は一方的にどちらかがどちらかに先行するとは言いきれない。孤独死が、生物学的に死んだ「その瞬間」ではなく、その死が「発見」される瞬間と関連していることは、状況をますます複雑なところにつれていく。社会的に孤立した生の末に（社会的死の後に）訪れた生物学的死が「発見」されることは、だいたいその人が持っていた社会的関係の外にいた人々によって行われる。そして、この発見者たち（若しくは、このような死を目撃した周囲の関連者たち）は、その「発見」の瞬間までは知らなかった「その人」と「発見」の瞬間を通して関係を結ぶと同時にその関係を喪失する。死の「発見」は、（死んだ）その人をめぐり（発見者）自分たちの社会的関係を一瞬のうちに再構築する一つの契機として作用するが、これは、その発見が「死」である厳然たる事実の前でどうしようもない関係として、発見と同時に消えていくもう一つの「社会的死」でもある。

20 このような「時差」は、孤独死を構成する一つの概念的な要素であるため、これが指す絶対的な時間の長さは副次的な問題である。重要なのは「死」と「発見」の不一致自体が孤独死という事態を規定する一つの定数として位置付けされている点である。

21 そして、このようなより精緻な概念化のためには、さらに多様な現象への適用可能性について検証しなければならないであろう。「当事者/宣言」という概念枠の構築は、もちろん社会問題に関連する普遍的な図式を目指しているものではない。従って、この概念が対象とし得る分析の範囲を明白にするためにも、より多様な適用に関する試みが必要であろう。本文でも言及した「自殺」や、宣言する当事者の不在性という側面での「児童虐待」のような問題などは、適用可能な対象の例として挙げる事ができる。そのような作業は本稿の議論を裏付けるために不可欠な部分ではあるものの、ここでそのすべてを扱うことには限界があるため、後続研究を通じて提示する議論として残しておくこととする。

【参考文献】

- 綾屋紗月, 2011, 「痛みの記憶——成長の終わりいまの始まり」『現代思想』8月号, 青土社, 56-70.
- Glaser, Barney G., Anselm L. Strauss., 1965, *Awareness of Dying*, Chicago: Aldine. (木下康仁 訳, 1988, 『死の Awareness 理論と看護——死の認識と終末期ケア』医学書院.)
- 広瀬浩二郎, 2009, 『さわる文化への招待——触覚でみる手学問のすすめ』世界思想社.
- 木村晴美・市田泰弘, 1995, 「ろう文化宣言——言語的少数者としてのろう者」現代思想編集部編『ろう文化』青土社, 8-17.
- 小林多鶴子, 2005, 「ライフストーリー・インタビューをおこなう」桜井厚・小林多鶴子『ライフストーリー・インタビュー』せりか書房, 71-128.
- 小辻寿規・小林宗之, 2011, 「孤独死報道の歴史」『Core ethics』7: 121-130.
- 松本学, 2002, 「当事者による当事者研究の意義」『教育方法の探究』(5): 93-98.
- Mulkay, Michael, John Ernst., 1991, “The Changing Profile of Social Death”, *Archives européennes de sociologie* (32): 172-196.
- Mulkay, Michael., 1993, “Social Death in Britain”, David Clark(ed.), *The Sociology of Death*, Blackwell, 31-49.
- 中森弘樹, 2011, 「『無縁死』概念の社会的意義——死の社会学におけるその位置づけをめぐって」『社会システム研究』(14): 157-168.
- 中西正司・上野千鶴子, 2003, 『当事者主権』岩波書店.
- 西村愛, 2012, 「社会福祉分野における当事者主体概念を検証する」『大原社会問題研究所雑誌』(645): 30-42.
- 呉獨立, 2021, 『孤独死現象の社会学——実在, 言説, そしてコミュニティ』成文堂.
- 澤井淳, 2005, 「社会的死と法」『法社会学』(62): 110-122.
- Sudnow, David., 1967, *Passing on: The Social Organization of Dying*, Prentice Hall. (岩田啓靖・志村哲郎・山田富秋訳, 1992, 『病院で作られる死——「死」と「死につつまること」の社会学』せりか書房.)
- 杉野昭博, 2021, 「障害ソーシャルワークの視点から見た障害者運動の主張——『障害受容』と『当事者宣言』」榎田美雄・小川伸彦編『〈当事者宣言〉の社会学——言葉とカテゴリー』東信堂, 55-77.
- 鈴木隆雄, 2010, 「当事者であることの利点と困難さ——研究者として/当事者として」『日本オーラル・ヒストリー研究』(6): 67-77.
- Sweeting, Helen N., M. L. M. Gilhooly, 1992, “Doctor, am I Dead?: A Review of Social Death in Modern Societies”. *Omega* 24(4): 251-269.
- 上野千鶴子, 2013, 「『当事者』研究から『当事者研究』へ」福田義也編『闘争性の福祉社会学——ドラマトゥルギーとして』東京大学出版会, 25-46.

上野千鶴子, 2021, 「当事者の社会学へ向けて」 檜田美雄・小川伸彦編『〈当事者宣言〉の社会学——言葉とカテゴリー』 東信堂, 227-261.

Walter, Tony., 1994, *The Revival of Death*, New York: Routledge.

好井裕明, 2005, 「差別と向き合うチャンス創造する」 山田富秋編『ライフストーリーの社会学』 北樹出版, 28-40.

好井裕明, 2014, 「当事者『研究』の社会学の可能性について——当事者『研究』は何をめざすのか」 『三田社会学』 (19): 70-79.

【編集後記】

『現象と秩序』第17号をお届けします。今号も刺激的な5本の論考が掲載されています。

第1論文は、「孤独死」の当事者についての考察から「当事者/宣言」を分析的な概念として再構成することを試みた意欲的な論考です。カテゴリーをめぐる問題の帰属先としての「当事者」、「問題」を可視化させるメカニズムとしての「宣言」というとらえ方は、当事者宣言の地平をさらに広げることが期待できます。

第2論文は、本誌16号掲載「上方洒落本における罵りの助動詞」の続編です。前号では江戸板から上方板へ改作された洒落本が、今号では上方板から江戸板へ改作された洒落本が検討されています。「江戸ふう」「上方ふう」の罵り言葉とはどんなものでしょうか。

第3論文は、本誌14号掲載「明治・大正期の大阪落語資料にみる罵りの助動詞について」で行われた考察を、新たに昭和初期の資料を加えて検証し直したものです。大阪方言における上向き/下向き待遇の助動詞の、強さと出現頻度の関係性について分析されています。

第4論文は、AI（人工知能）を扱った論文です。AIという新しい仲間を我々はどうのようにして「人間世界」に取り込もうとしているのでしょうか。AIの挙動を人間世界での有意味な挙動として読み取ろうとする、共同的な知的作業が発見されています。

実践報告「社会学者、ブレインアタックに遭遇」は、コロナ禍に脳内出血に見舞われた社会学者・櫻井芳生氏の、発症から現在の療養までの様子をご家族に綴っていただいたものです。遺伝子社会学を研究していた彼が今をどのように生きているか、ご家族がどのように今を受け止め支えているかを、看護師の日記等も交えて豊かに描いています。社会学的感覚は身体的なものとして社会学者に染みついています。その感覚は生を共にしてきた家族にも広がっていくのでしょうか。私自身の家族を見ていてもそう思う、今日この頃です。(H.Y.)

『現象と秩序』編集委員会（2022年度）

編集委員会委員長：堀田裕子（摂南大学）

編集委員：樫田美雄（神戸市看護大学）、中塚朋子（就実大学）

編集幹事：川上陵哉（神戸市外国語大学）

編集協力・印刷協力：村中淑子（桃山学院大学）

『現象と秩序』第17号

2022年 10月31日発行

発行所 〒651-2103 神戸市西区学園西町 3-4

神戸市看護大学 樫田研究室 現象と秩序企画編集室

電話・FAX) 078-794-8074 (樫田研), e-mail: kashida.yoshio@nifty.ne.jp

PRINT ISSN : 2188-9848

ONLINE ISSN : 2188-9856

<http://kashida-yoshio.com/gensho/gensho.html>